

英国における消費者信用の 市場と制度

「貸金業制度等に関する懇談会」
への報告資料(2)

東京情報大学 堂下 浩

英国の消費者信用残高(2000年-2004年)

単位:100万ポンド

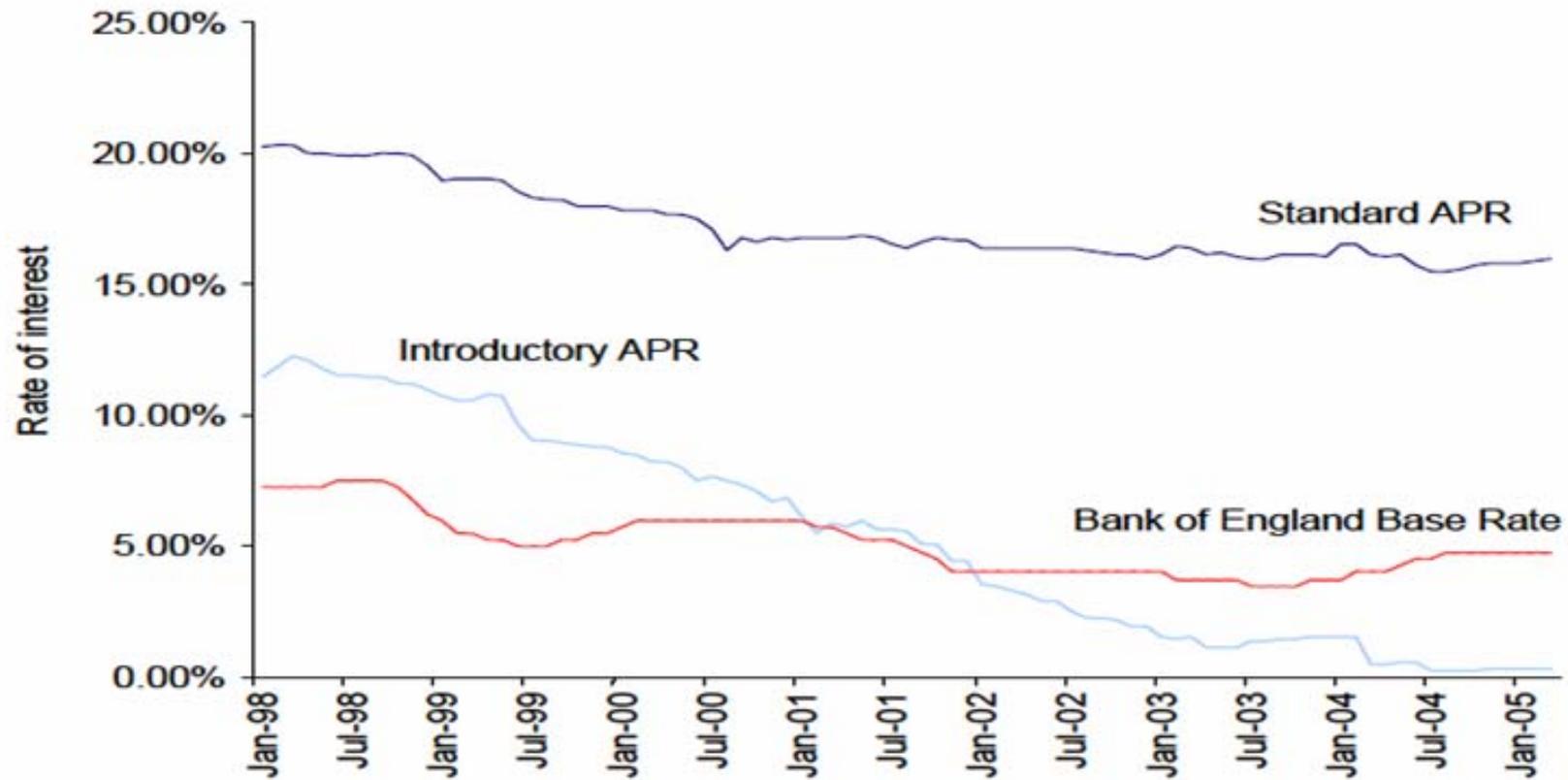
	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	00-04年平均成長率
無担保パーソナルローン	54770	64193	72885	79975	89175	13.0%
クレジットカード	38702	42802	48248	53539	61430	12.2%
自動車ローン	16576	16972	18311	18950	19182	3.7%
小売金融	12265	10965	11022	10107	10339	-4.2%
当座貸越	5729	6788	7378	7974	8805	11.3%
消費者信用合計	128041	141720	157844	170545	188931	10.2%

資料:DATAMONITOR(2005)

英国における個人情報情報機関

- 高度に発達
- 米国系のEquifaxとExperianを中心に複数の民間機関が機能
- 収集するデータ: 銀行・金融機関、通信・公益事業会社、小売業者
- 互惠ベース: たとえば、ネガティブ情報を提供する会員は、ネガティブ情報だけを利用できる

英国スタンダード・カード市場における金利と導入金利の推移

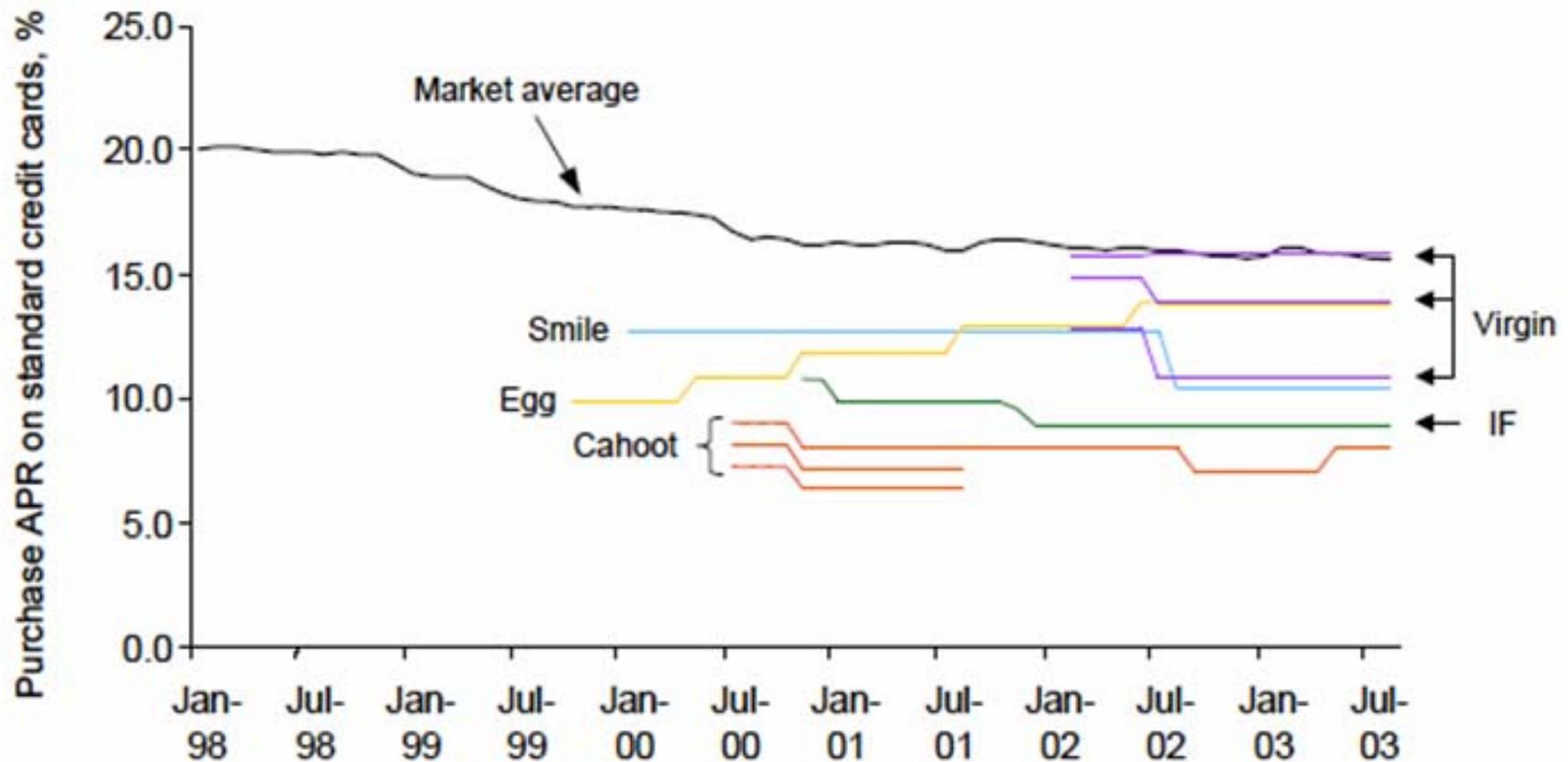


資料： Datamonitor(2005b)

英国カード市場への国内新規参入者 (1997-2004年)

- 1997年 Sainsbury's Bank
- 1998年 Tesco Personal Finance
- 1999年 Egg
- 2000年 Smile, Cahoot
- 2001年 Accucard
- 2002年 SAV Credit
- 2003年 Vanquis Bank

英国カード市場における新規参入者による金利設定



資料: Datamonitor(2003)

英国における個人破産件数の推移

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
自己破産	32,106	31,016	25,634	21,933	21,803	19,892	19,647	21,611	21,550	23,447	24,292	28,021	35,898
和議	4,688	5,687	5,105	4,386	4,468	4,549	4,902	7,195	7,978	6,298	6,295	7,583	10,752
合計	36,794	36,703	30,739	26,319	26,271	24,441	24,549	28,806	29,528	29,775	30,587	35,604	46,650

※1：この統計はイングランドおよびウェールズにおける
件数である

資料：ONS

自己破産制度のグループ分け～債務免除の利用可能性、確実性および迅速性～(1)

1. 保守グループ

- 消費者に対するいかなる債務免除も明らかに欠如している

1-1. 事業者以外の個人は破産保護を申し立てることができない

- 中国、ベトナム、モンゴル、ブルガリア、ウクライナ、ハンガリー、トルコ、サウジアラビア、イタリア、ギリシャ、ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、ボリビア、エルサルバドル、ホンジュラス、パナマ、ベネズエラ

1-2. 個人が破産保護を申し立てることはできるが、その手続きの一部として債務免除を受けることができない — 破産は債務者志向のメカニズムで、金銭的に困難に陥った人の利益を守ろうとはしていない

- チェコ、チリ、エジプト

自己破産制度のグループ分け～債務免除の利用可能性、確実性および迅速性～(2)

2. 中間グループ

- 金銭的に困難に陥った人に債務免除が与えられるが、与えられるかどうか不確実である。債務者は債務免除を申請しなくてはならず、法的ガイドラインに従うが、かなりの自由裁量をもつ裁判官が債務免除を与えるかどうかを決定する
 - インド、パキスタン、シンガポール、フィリピン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、ドイツ、フランス、ポルトガル、スペイン、イスラエル、南アフリカ、ケニア、ウガンダ

自己破産制度のグループ分け～債務免除の利用可能性、確 実性および迅速性～(3)

3. 寛大グループ

- 債務免除はかなり高い確実性およびかなりの迅速性をもって認めら

れる。かなり短期間に自動的に認められることが多い。ただし、個人

にどのくらいの免除資産が残されるかは国によって異なる

- アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、香港、ニュージーランド、台湾、ロシア、スコットランド、オランダ

資料: Efrat (2002)

自己破産制度が国によって異なる理由

- 歴史的根元
- 信用市場の規制緩和の程度
- 社会福祉の状態
- 起業家性向

資料: Efrat (2002)



自己破産率が国により異なる理由

1. 債務軽減の程度
2. セーフティネット(公共および民間による福祉制度)
3. 消費者信用のアベイラビリティ
4. 個人貯蓄率
5. 破産制度についての社会的認知度
6. 社会的汚名意識
7. 集団主義(家族主義)
8. 破産手続きのコスト

資料: Efrat (2002)

英国における1974年消費者信用法の改正(1)

- 背景

- 過去四半世紀において市場が急速に成長し、その結果として規制がクレジットの利用実態に沿わなくなってきた
- 個人債務の水準が高まったことに対する懸念(不適切な規制の結果として、消費者に適切な情報が伝えられていないことと、無責任な貸付慣行が過重債務問題を悪化させているのではないか)

- 市場の不完全性

- 契約前の情報に関する問題
- 契約後に発生する不当な支払い
- 違法な貸付業者
- 過重債務

英国における1974年消費者信用法の改正(2)

- 基本的な考え方: 市場機能を最大限に発揮させる
 - 貸し手と借り手の双方に十分な知識があって合理的にプレーすることが必要
 - 消費者に適切な情報を開示する
 - 消費者に公正な契約上の地位を保証する(貸し手と借り手の力関係を対等化)
 - 公正かつ透明なフレームワーク、貸し手責任、借り手責任
 - 事実に基づいた議論(貸し手に発生する追加的なコストとそれから得られる消費者便益とのバランス)

英国における1974年消費者信用法の改正(3)

- 目的

- 消費者がクレジットの便益を最大限に享受できるようにするために、消費者に適切な保護を提供する一方で、市場でのイノベーションと競争を促進し、可能にするような制度を創り出す

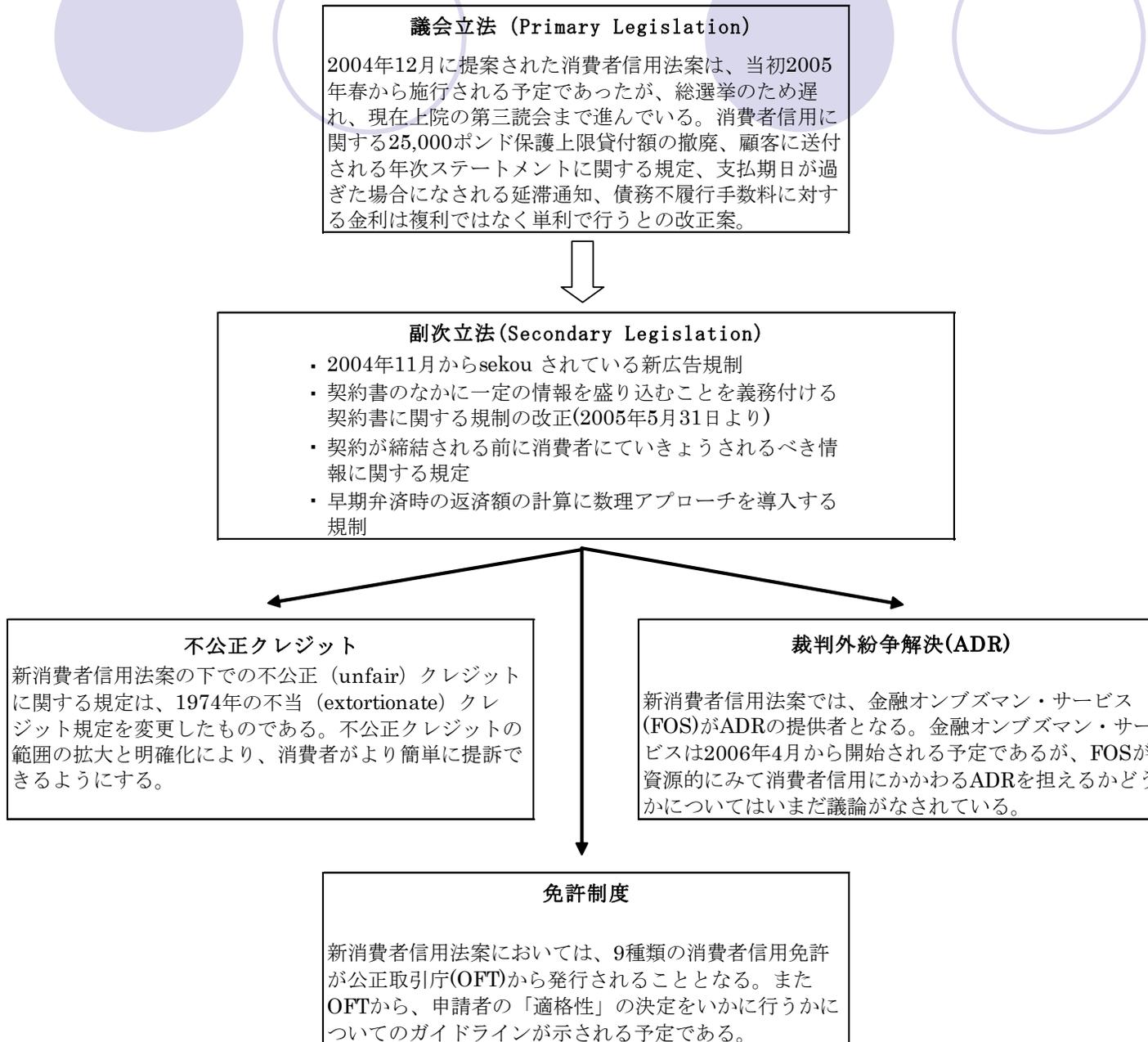
- 2つの細分化された目的

- 消費者がより多くの情報に基づいて決定を下せ、より公正な取引を行うことができるように、より透明性の高い制度を確立する
- 無責任で不公正な貸付慣行は一掃する一方で、活発な競争やイノベーション、消費者の選択や起業を促進・奨励する現代的なフレームワークを構築する

英国における1974年消費者信用法の改正(4)

- 透明な市場の確立
 - 消費者信用広告
 - クレジット契約の書式および内容
 - オンラインでの契約
 - 早期弁済
- より公正なフレームワークの創出
 - 免許制度の強化
 - 不当クレジットの一掃
 - 裁判外紛争解決手続(ADR)
 - 上限金利規制
 - 保護上限貸付額の撤廃

英国における1974年消費者信用法の改正(5)



英国貿易産業省(DTI)による金利規制の影響に関する調査報告書:背景(1)

- 金利規制問題がここ数年議論されてきた消費者信用規制改革の一環として議論の対象に1974年消費者信用法がその後の市場の急速な発展によるクレジットの利用実態に見合わなくなってきた
- 過重債務および不当クレジット(金利や手数料が法外に高い)に対する政府の懸念が高まった
- 英国では、上限金利による金利規制は行われていない

英国貿易産業省(DTI)による金利規制の影響に関する調査報告書:背景(2)

- マネーレンダース法(Moneylenders Act)によって、48%を超える金利は明らかに過剰なものであり、過酷で法外な取引とみなされていたが、クラウザー委員会によって、上限金利による消費者保護は実質的に効果のないものと結論づけられ、74年消費者信用法の導入とともに撤廃
- 一部の消費者団体は、以下の点で消費者に利益をもたらすとして、上限金利の導入を主張している
 - 搾取的な貸付に対処する
 - 消費者保護を強化する(貧困と取り組む)
- 貿易産業省(DTI)は、こうした主張について評価を行うため調査を委託
 - DTI, The Effect of Interest Rate Controls in Other Countries, August 2004

英国貿易産業省(DTI)による金利規制の影響に関する調査報告書: 目的

- 上限金利は他の国ではどのように適用されているのか(特に米国、フランス、ドイツにおいて)
- 上限金利が消費者信用市場全般にどのような影響を及ぼしたか
- 上限金利が社会的に弱い消費者の利用可能性にどのような影響を及ぼしたか
- 上限金利がクレジットのコストにどのような影響を及ぼしたか

英国貿易産業省(DTI)による金利規制の影響に関する調査報告書:結果(1)

- クレジットに対する需要(特に低所得者層の)はどここの国でも同様に存在
- 上限金利が適用されている市場では、高リスク者がクレジットから排除
- ペイデーローン、RTO、車検証ローンなどの発展により、サブプライム市場は多様かつ競争的になっており、低金利化へと向かっている
- 上限金利が適用されている国では、契約内容が複雑となるため、契約条件が理解されない傾向にある

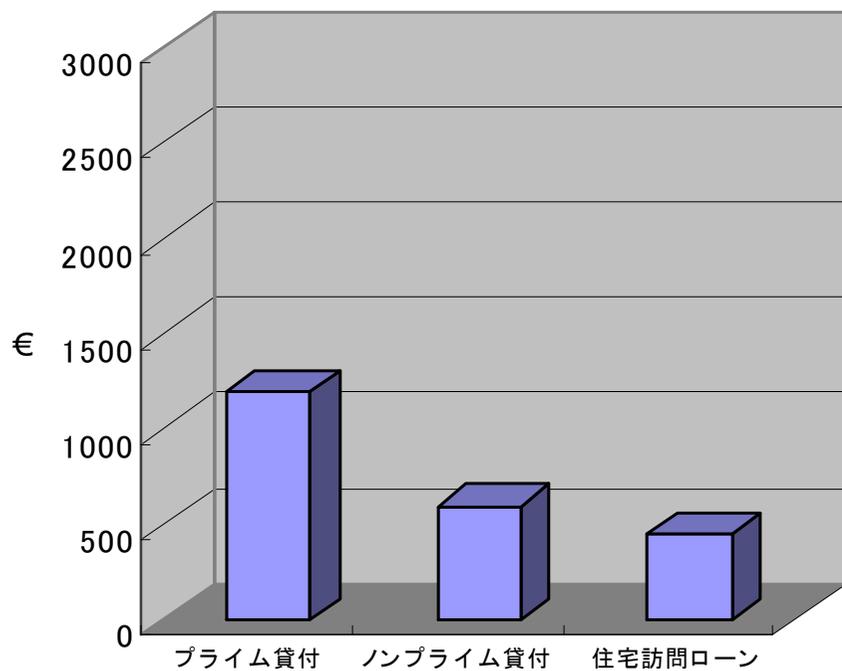
英国貿易産業省(DTI)による金利規制の影響に関する調査報告書:結果(2)

- 上限金利が適用されている国では、消費者にとって金利以外のコスト負担が増加しており(たとえば、遅延損害金)、実質的な負担に違いはなかった
- 上限金利が適用されている市場では、消費者の自然な消費者選択パターンが歪められることによって、債務者は遅延損害金や債務不履行を増大させる
- フランスおよびドイツの消費者は、債務不履行が起きた場合に社会・経済生活においてより深刻な被害を受ける
- フランスおよびドイツにおける違法な貸付業者の利用率は、英国の2倍となっている

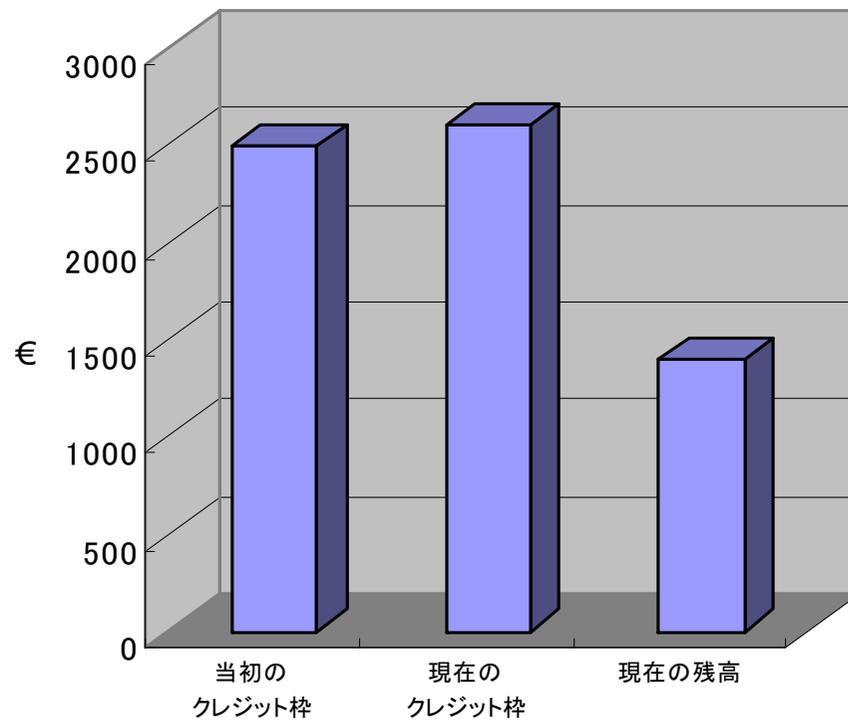
図

英国におけるサブプライム・モデルはターゲット市場に付随する借入ニーズとリスクに適合するように貸付額が調整されている

英国における直近のパーソナルローン額



フランスにおける直近のリボルビング・クレジット額

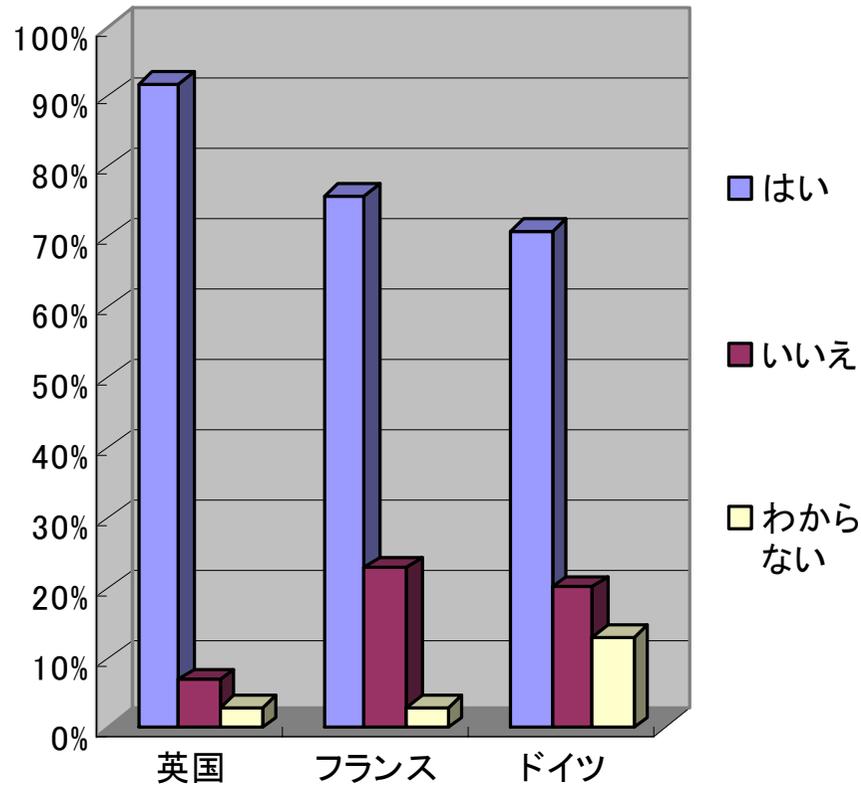


資料：DTI (2004)

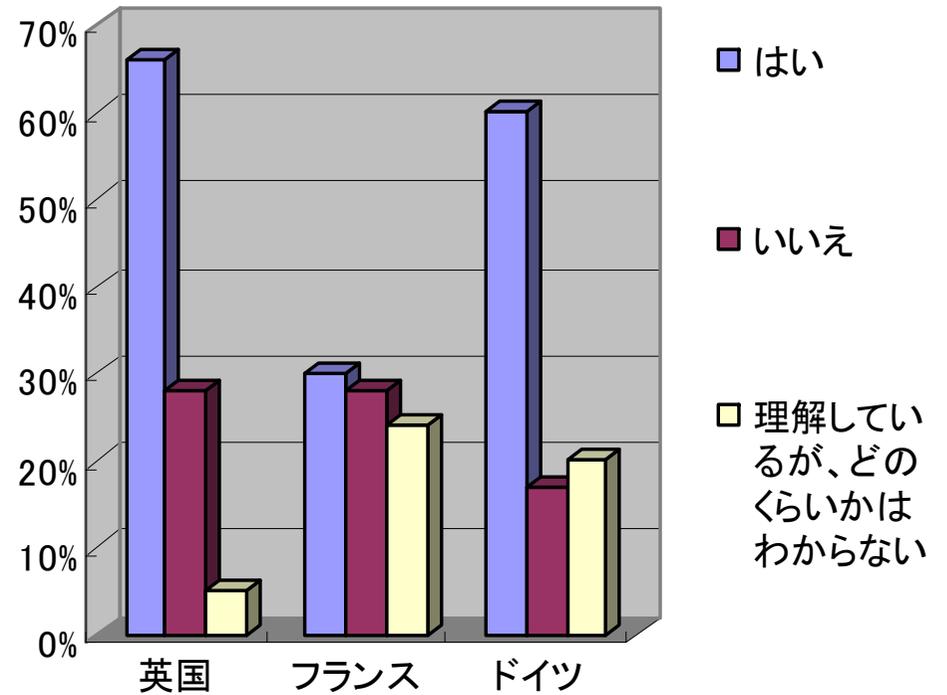
図

英国の消費者はフランスおよびドイツの消費者よりも販売時点でクレジット契約の条件を理解していると考えている

直近のクレジット商品の契約を理解しているかどうか



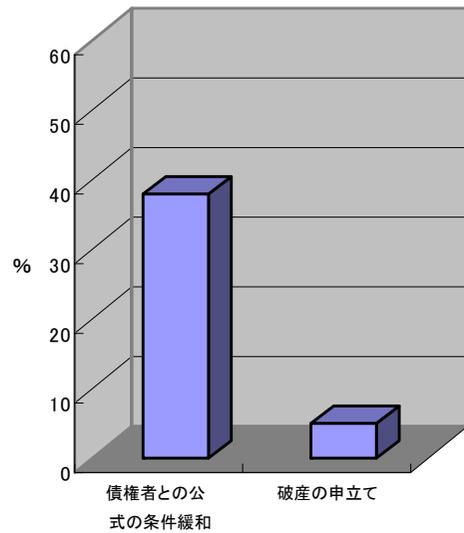
返済が遅れるとクレジットのコストが高くなることを理解しているかどうか



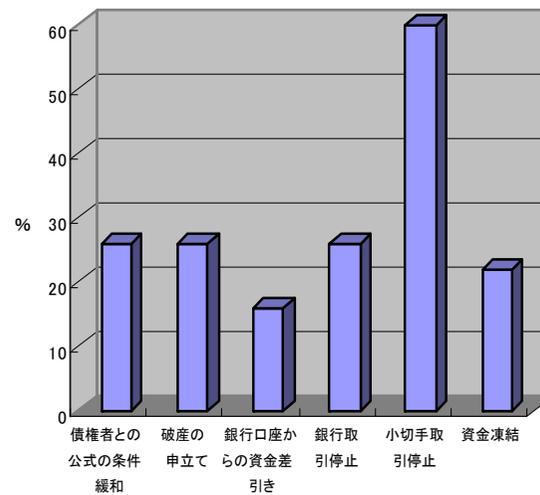
資料: DTI (2004)

図 英国の債務者が債権者との条件緩和にいたる傾向がより高いのに対して、フランスおよびドイツの債務者は経済的に破綻する傾向がより高い

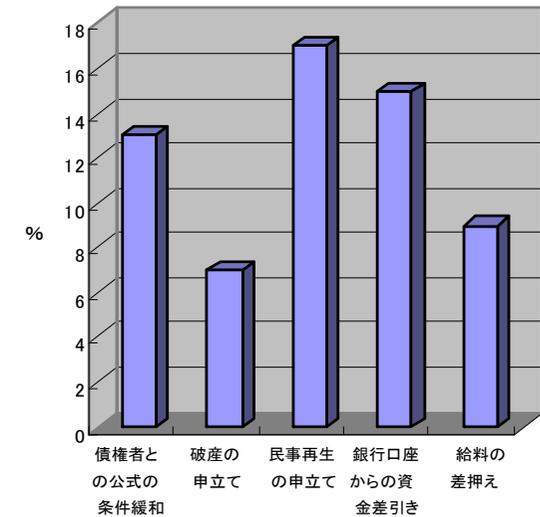
英国



フランス

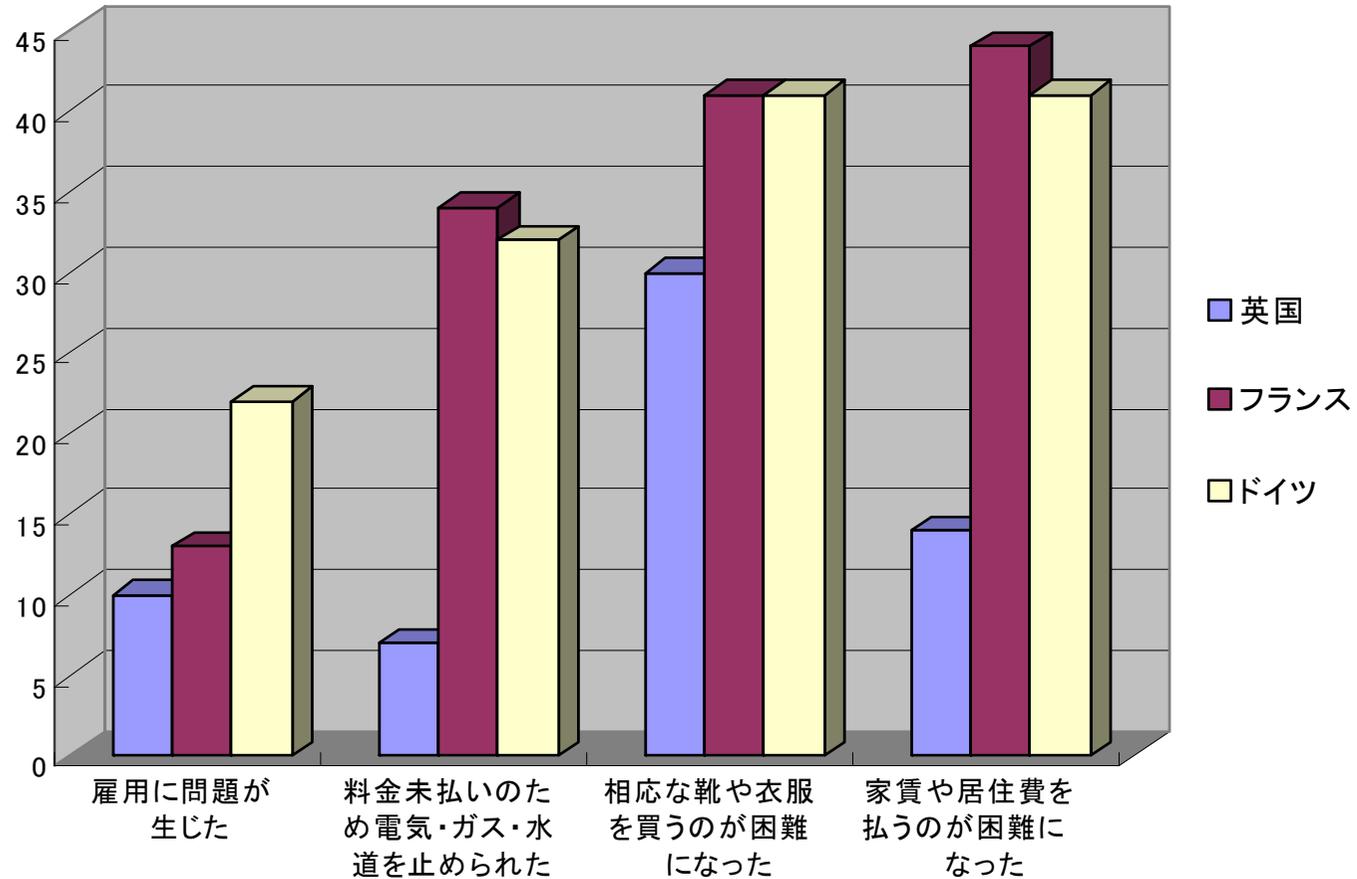


ドイツ



図

フランスおよびドイツの借り手は債務不履行が起きたときに社会・経済生活において深刻な被害をより広範にこうむる傾向が強い



基数: クレジット問題を抱える者

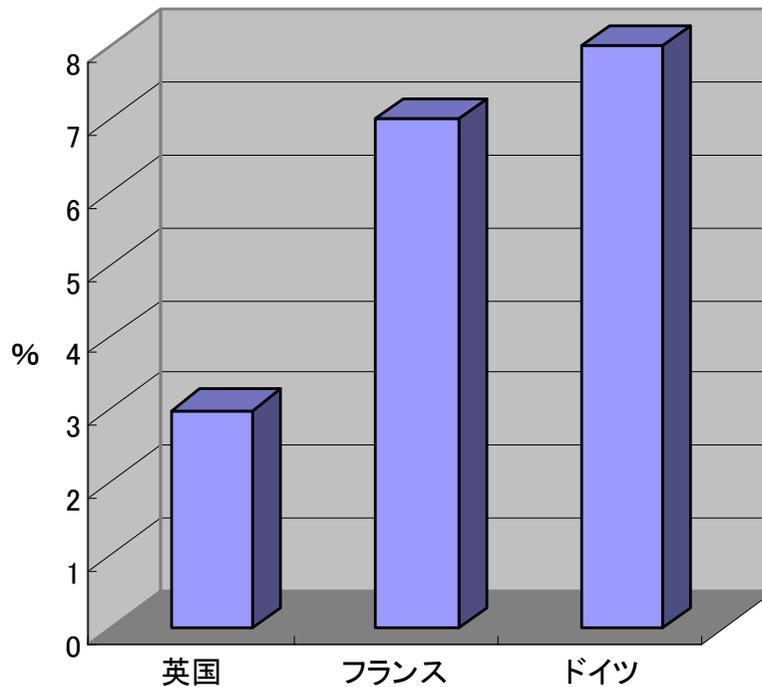
資料: DTI (2004)

図

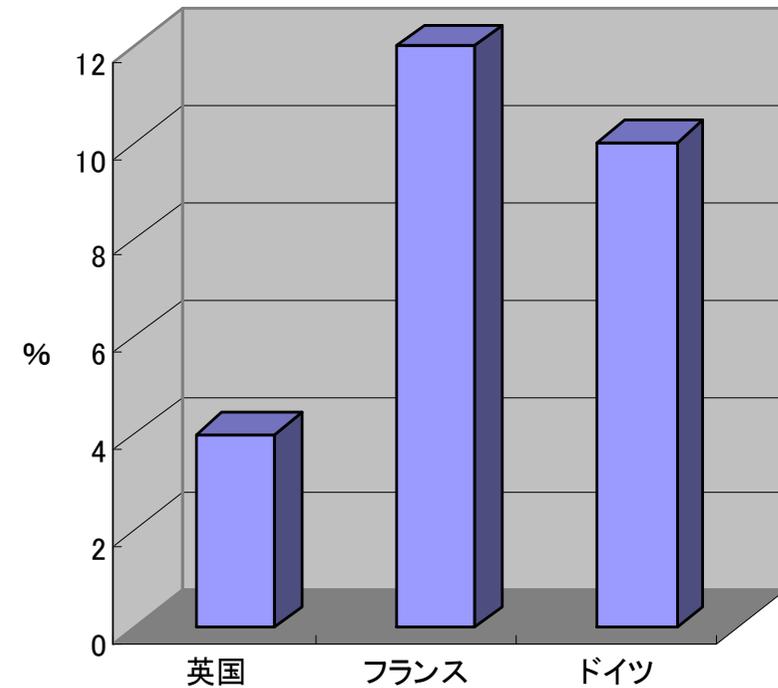
フランスおよびドイツの信用履歴に傷のある者は 英国におけるよりも違法な貸付に頼る傾向がはるかに高い

私か家族の誰かが違法な貸付業者を利用したことがある(%)

信用履歴に傷のある者



ローンを拒否されたことのある者



資料: DTI (2004)

調査結果を踏まえた上でのDTIの結論(1)

- 金利規制:

- 上限金利の導入によって、より多くの社会的に弱い人々がこれまで以上に保護されるようになるとは考えていない(違法な業者の増加など、別の問題を生み出してしまう)

調査結果を踏まえた上でのDTIの結論(2)

- 社会的な弱者の保護は、下記のような代替的な政策でより良く達成することができる
 - クレジット契約の透明性を向上させる
 - 不公正な関係に関する規定が不当クレジット問題をカバーする
 - 一部のクレジット紛争に関するADR(裁判外紛争解決手続)
 - 免許保有者に対して措置をとるOFTの権限を強化する
 - 違法な貸付業者に対する取組みを継続する
 - 社会的疎外に対する一層の取組みを行う
- 要するに、上限金利だけが問題を解決する唯一の方法ではないし、解決できない

英国の住宅訪問クレジット業者(1)

(home collected credit)

- ブローカーまたはエージェントが毎週顧客の自宅を訪問することによって、小口短期ローンを提供している
- 貸付額は1,000ポンドくらいまで
- 貸付金利は100%くらいまで、ただし遅延損害金はない
- 2004年末の残高は24億ポンド(新規供与額は32億ポンド)

英国の住宅訪問クレジット業者(2) (home collected credit)

- 英国のリテール貸付市場は1兆620億ポンド
 - その17.4%(1,850億ポンド)が消費者信用
 - 消費者信用の48.3%(892億ポンド)が無担保パーソナルローン
 - 無担保パーソナルローンの26.2%(234億ポンド)がノンスタンダード・パーソナルローン
- ノンスタンダード・パーソナルローンの10.4%(24億ポンド)が住宅訪問クレジット(消費者信用残高の1.3%)
- 大手4社が市場の63.4%を占める
- 東欧へも積極的に進出

消費者団体からの批判(1)

- 2003年5月、Debt on our Doorstep(低所得者への貸付金利を引き下げるために業界に圧力をかけている150以上の団体の全国同盟)が*Reducing the Cost of Credit to Low Income Households: A Case for Capping Credit Charges*という報告書を発表
- 3つの主張
 - ノンスタンダード貸付市場とプライム貸付市場との金利差が大きすぎる
 - ベースレートの低下が訪問回収クレジット市場の借り手にほとんど還元されていない
 - 訪問回収クレジット市場での競争が低所得の消費者を破綻させている
- 報告書の結論: 訪問回収クレジット市場に変動上限金利(ベースレートに連動した)を設けるべき。その際、上限金利は、ローンを設定するコストと回収のコストを正確に反映すべきである

消費者団体からの批判(2)

- 2003年11月、全英消費者協議会 (National Consumer Council) が住宅訪問クレジット市場に関する調査を開始した
- 調査開始の理由
 - 市場が競争的でないのではないか
 - 顧客が社会的な弱者で搾取されているのではないか
- 2004年夏に調査結果が報告され、その後公正取引庁 (OFT) に提訴がなされ、競争委員会 (Competition Commission) で調査されることとなった。最終的な結論は、2006年末までに下される予定となっている

消費者団体からの批判(3)

- NCCの調査結果

- 金利が高い(177%に及んだケースを例としてあげている)
- 顧客が社会的な弱者である(低所得、金融リテラシーが低い、金融商品の経験がほとんどない)
- 市場の特性が競争をもたらさない(大手の市場占有度が高い、参入障壁が高い、スイッチング・コストが高い、顧客が業者を切り替えている証拠がない)
- 販売慣行も非競争につながっている(顧客がエージェントを友人とみており、業者を切り替えることが困難)
- 市場の高い集中度(大手4社が市場シェアで70%近くを占める、中小の業者数が減少している)

住宅訪問クレジットの規制をめぐる議論(1)

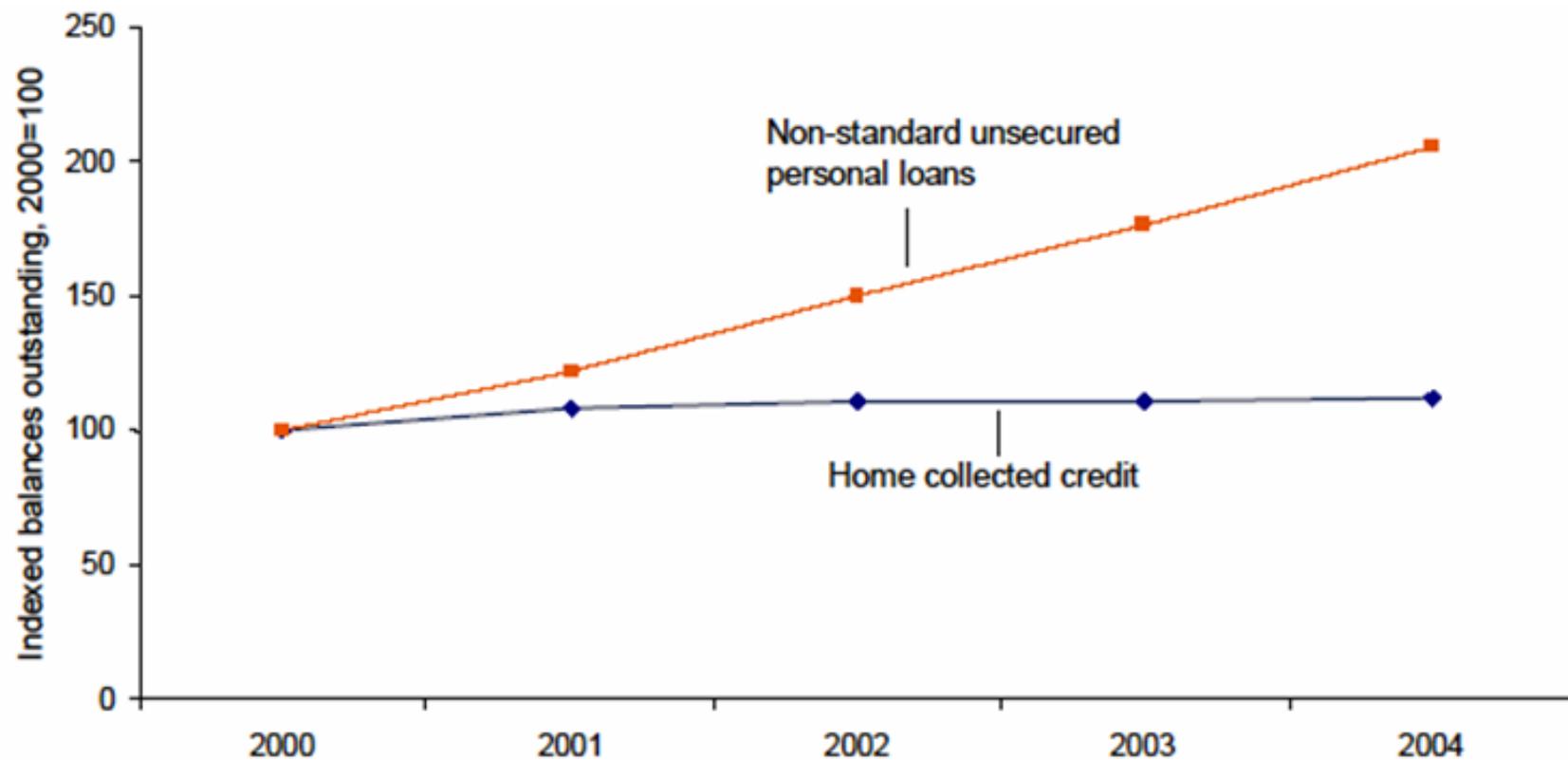
- 取引基準局(Trading Standard: 消費者保護関連法規の情報提供・消費者問題への助言・苦情対応・模倣品の取締り等の業務を行うために地方自治体の下に設置された組織)や市民アドバイス・ビューロー(Citizens Advice Bureau: 地方自治体が資金提供している全国的なカウンセリング組織)も含めて、規制強化、特に上限金利規制の導入には積極的ではない
- 住宅訪問クレジット業者のコストがプライム業者よりもかかることについては、消費者団体も同意している。異なるのは、そのコストがどのくらいかかるかという点である

住宅訪問クレジットの規制をめぐる議論(2)

- 議論の争点

- 争点は市場が競争的であるかどうか？
- 大手が大きな市場シェアを占めているのは、クレジットカードなど、他の消費者信用市場も同じであるか？
- 参入障壁が高いというが、中小業者の参入により、大手4社の市場シェアは落ちてきているか？
- 過去5年間、訪問回収クレジット市場の成長率は他の貸付市場を下回っている。すなわち、クレジットカードなどと競争的な環境にあるか？
- 住宅訪問クレジットは、英国の個人債務のほんの一部しか占めておらず、過重債務問題の増加にそれほど責任がないか？

住宅訪問クレジットとノンスタンダード・パーソナルローンの 残高成長率



資料: Datamonitor(2005b)

Vanquis Bank(住宅訪問クレジット業者によるサブプライムカード市場への参入)

- 親会社: Provident Financial(住宅訪問クレジット業者)
- ブランド: Vanquis Bank
- カード発行枚数: 76,000(稼働カード所有者)、90,000(顧客数)
- 残高: 2,610万ポンド(2004年度末)
- 設立: 03年2月に銀行設立、03年4月にスコットランドでテスト開始、05年より全国展開
- 金利: 49.9%(最大69.9%)
- イシューアー: Vanquis Bank
- 目標: 05年にカード保有者を新たに10万人獲得し、06年までに25万人を達成する(25万人が損益分岐点、03年が670万ポンド、04年が870万ポンドの赤字)

Vanguis Bankテスト&学習戦略 (Test and Learn Strategy) を採用

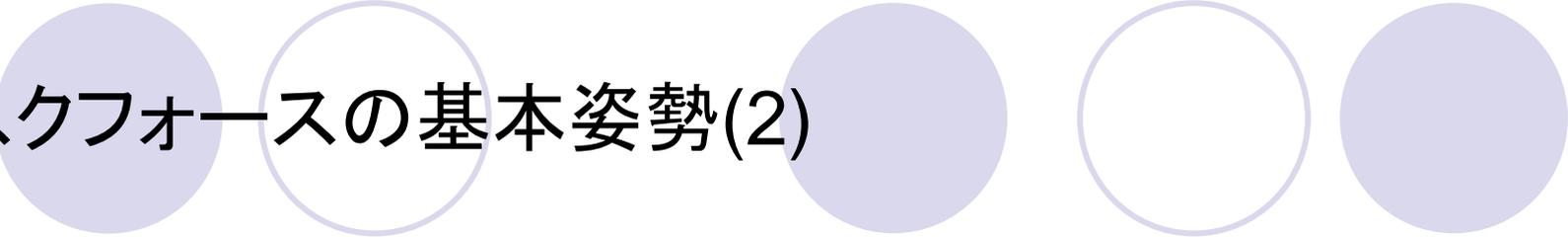
- 当初の限度額を低く設定 - 通常150ポンドから始まる
- 信用履歴が改善するにつれて、柔軟に限度額を上げていく
- 限度額が上がると、金利も下がっていく
- 価格の透明性 - 金利は高いが(最大69.9%)、年会費や遅延損害金などの手数料を一切取らない(金融リテラシーの低い顧客にはわかりやすい)
- 返済方法の柔軟性 - 例えば、週ごとに返済できるように、毎月の請求書に4枚の返済スリップ(銀行口座を持っていない顧客が多い)
- 長期の顧客関係を構築する仕組み - 信用履歴が改善するにつれて、契約条件(限度額、金利)も改善するので、競合相手よりもより良い条件を提示できる

DTIによる過重債務問題タスクフォース

- 2000年10月、消費者問題大臣キム・ハウエルズによって設置
 - 背景: 消費者の借入水準が上昇し、NACAB (National Association of Citizens Advice Bureau) への債務問題に関する相談の急増
- 2001年7月 — タスクフォースの第1報告書 (Report by the Task Force on Tackling Overindebtedness)
- 2002年11月 — 過重債務の原因、程度および影響に関する家計調査 (Overindebtedness in Britain: A Report to the Department of Trade and Industry, by Elaine Kempson, Personal Finance Research Center, Bristol University)
- 2003年1月 — タスクフォースの第2報告書 (Task Force on Tackling Overindebtedness: Second Report)
- 2004年7月 — 過重債務問題に関するアクションプラン (Tackling Overindebtedness – Action Plan 2004)

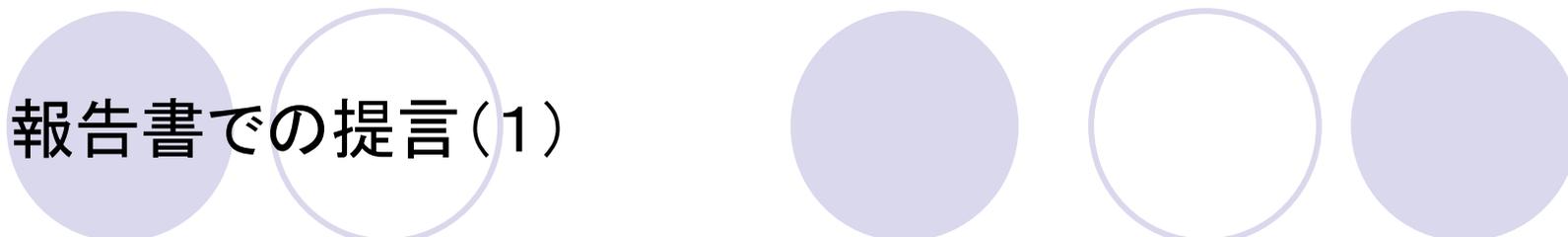
タスクフォースの基本姿勢(1)

- 貸付慣行に関する変革の提案においてバランスの重要性を認識すること
- 一般的な消費者にとっての便益がその変革に伴うコストを上回り、それが確信を持った消費者と効率的な市場の創造というDTIの白書の目的をかなえるものとなるように保証すること



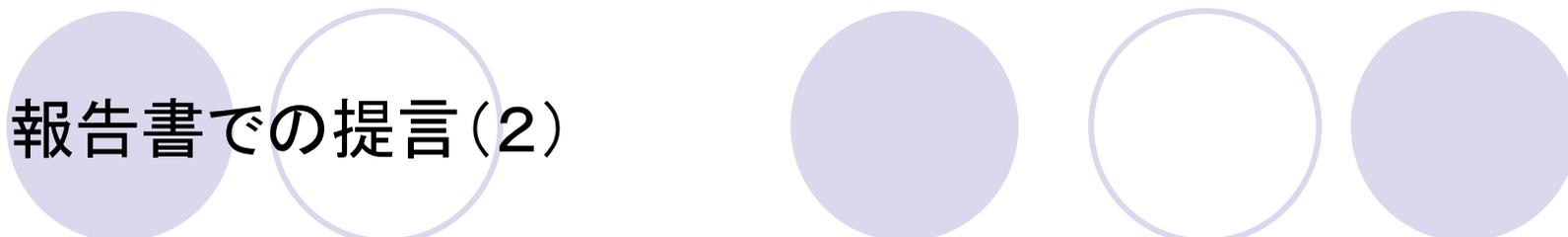
タスクフォースの基本姿勢(2)

- それらの提案が過重債務問題に取り組むための現実的に意味のある解決策で、目に見える成果を消費者にもたらすものかどうかを、消費者の代表によって検証してもらうこと
- いかなる変革の提案も意図せぬ結果または信用市場に歪みをもたらすものにならないように保証すること



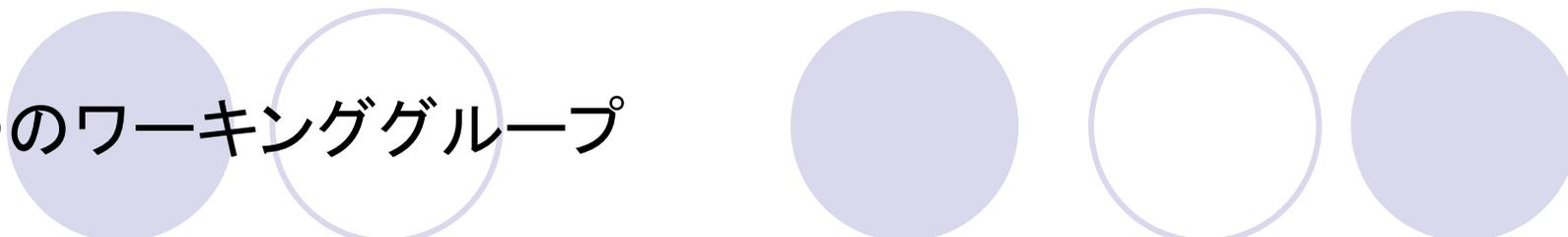
第1報告書での提言(1)

- ①過重債務の原因、程度および影響に関する調査の実施
- ②消費者教育の推進
- ③金融情報とアドバイスの全国的インフラの整備
- ④消費者がローン契約時に参照できる鍵となる設問の提供
- ⑤健全なマーケティング技法の確立
- ⑥クレジット契約を結ぶ前の消費者への情報提供
- ⑦クレジット契約書のレイアウトおよび内容の改善
- ⑧返済保障保険の検討
- ⑨貸付慣行の格となる原則の採用(返済能力の審査、信用データの共有、学生ローン・データの共有)



第1報告書での提言(2)

- ⑩ゼロ金利期間、低導入金利契約およびクレジットカードに関する通知手続きと透明性
- ⑪審査なしの即決クレジットの禁止
- ⑫与信拒否理由の開示
- ⑬有担保貸付に関する「説明」書式
- ⑭金銭アドバイスの推進
- ⑮いくつかの問題についてさらなる検討を行うためのワーキンググループの設置



5つのワーキンググループ

- ① ローンを借りる前に消費者が問うべき鍵となる設問（本当にローンが必要かどうか、最善のローンなのか）
- ② 経済的に弱い消費者を保護するためのクレジット・マーケティングとその方法
- ③ 消費者が返済力を評価し、異なる選択肢を比較できるように契約を結ぶ前に受け取るべき情報
- ④ 返済保証保険
- ⑤ 有担保ローンで担保権を行使される可能性があることを消費者に知らせるための最善の方法

家計調査の結果(1)

- 英国内の1647世帯を対象

- 1994年から2001年にかけての7年間で、インフレ調整後でも、無担保消費者信用残高は2倍に増加
- ほとんどの世帯のクレジット利用は控えめなものであり、1つもしくは2つのクレジット債務を有しているにすぎず、借入額も少なく、総所得の10%未満をクレジットの返済にあてているにすぎなかった
- クレジットが最も多く利用されるのは、人々が家を建てたり、小さな子供がいた場合である
- クレジットの利用は50代までのほとんどの世代で高く、自宅暮らしの若年層が特にクレジットを多く利用しているという証拠はみられなかった

家計調査の結果(2)

- 少数ではあるが、次のように多くの債務を抱えている世帯もあった：
 - 7%の世帯が4つ以上のクレジットを抱えていた
 - 5%の世帯が総所得の4分の1以上を返済にあてていた
 - 6%の世帯が総所得の半分以上をモーゲージおよび他のクレジット債務の返済にあてていた

家計調査の結果(3)

- 約25%の世帯が過去12ヶ月間に経済的困難を経験したことがあり、そのうち世帯の18%は1つ以上の家計費の支払いを延滞したことがあり、約20%は調査時に経済的困難に陥っていた
- 消費者信用の返済よりも、家計費(家賃/住宅ローン、電気、ガス、水道、電話など)の支払いを延滞している世帯のほうが多かった
- 経済的困難の最大の原因は、減収、特に失業であった。経済的困難に陥っている世帯のおよそ半分が原因は減収であると答えており、経済的困難な世帯の7分の1がニーズを満たすのには不十分な低い所得で生活していることがその原因だとしている
- 経済的困難は、家の購入や家族を持つこととも強く関連していた。新しい子供の誕生は、離婚と同様、経済的困難となるリスクを増加させる

家計調査の結果(4)

- 経済的困難に陥っている世帯の10%が、その原因は過度なクレジット債務にあったと答えている
- 一部ではあるが、業者による無責任な貸付けや消費者による無責任な借入れも経済的困難に結びついていた
- 以下のような貸付慣行が過度のクレジット債務に陥るリスクの高い顧客を特に引きつけ、経済的困難および借入金に対する高い水準の返済に関連していた：
 - クレジットカードおよびスコアカードならびに当座貸越枠のクレジット限度額を自動的に拡大する
 - 低い導入金利とより高いクレジット限度額を提供することによって、人々にクレジットカードの残高移転を促す
 - クレジットカードのミニマムペイメントを引き下げる
 - クレジットカード口座から引き出すことのできる小切手を発行する

家計調査の結果(5)

- 借り手が無責任に行動する証拠も存在：
 - すでに経済的困難に陥っている時に、他のクレジットを返済したり、もしくは他の生活費の支払いやクレジット債務での延滞を返済するために、お金を借りる
 - 返済に苦労するということが予想できているにもかかわらず、クレジット契約を結ぶ
 - それらに加えて、一時の衝動で買い物をし、返済不可能だとわかっているか、もしくは返済可能かどうかを考えない消費者による衝動的な買い物やクレジット利用が行われる
- これらの貸付慣行や借入行動はどれも大部分の人々にとっては関係のないものであり、それらが経済的困難もしくは過重債務を引き起こしたと主張するのは間違いである。しかし、それらは確かに経済的困難や過重債務といった状況にある人々を特別に魅了するものであり、悪い状況をより悪くする可能性を秘めたものであるため、貸し手はこれらの貸付慣行を行う際に責任ある行動をとらねばならない

第2報告書の提言

- ワーキンググループで検討された事項に関してより具体的な提言
 - タスクフォースを恒久的なものにすること
 - 経済的困難に陥りやすい家計についての指標の明確化
 - 通常の家計調査に経済的困難に関する設問を追加すること
 - 消費者がローン契約時に参照できる鍵となる設問をDTIや業者のホームページに掲載すること
 - 業者による金銭アドバイス・サービスの推進
 - プレ・アプルーブ(事前承認)ローンを送付したり、クレジット限度額を拡大する前の信用力調査の強化
 - 返済保証の推進と消費者保護の強化
 - クレジット契約の書式と内容に関する法的な要件の見直し

過重債務問題のためのアクションプラン(1)

- 債務者が経済的困難に陥る理由
 - 個人的な環境における突然の変化(失業、減収、病気、離婚など)
 - 低所得
 - 過度の債務
- アクションプランの目的
 - 過重債務を抱えることとなる消費者の数を最小化すること
 - 債務を負った人々のためのサポートおよびプロセスを改善すること

過重債務問題のためのアクションプラン(2)

● 基本姿勢

- 過重債務コストは個人の借り手に関連するだけでなく、金融機関、その他の債権者、および政府や社会全体にも影響を及ぼすものである
- これらの問題に取り組むためには、政府や独立規制当局(金融サービス機構:FSA、公正取引庁:OFT、公共事業の規制当局)をまたいだ協調姿勢が求められる
- さらに、業界、消費者団体、およびボランティア・セクターとの緊密なパートナーシップが必要とされる
- 予防策と解決策の両方を取り扱うという点、および過重債務問題の各段階におけるアクションを検討する

過重債務問題のためのアクションプラン(3)

- 戦略上の優先事項

- より多くの消費者が自らの金銭をコントロールでき、積極的かつ効率的にクレジット市場へ参加できるように、金融リテラシーの水準を上昇させる
- あらゆる人々、特に低所得の人々の手が届くような価格のクレジットを確保する
- 消費者信用の新フレームワークおよび貸し手による自主規制を通して、経済的に弱い立場にいる人々を保護するよう開発された評価の高い責任ある貸付方針を理解する
- 過重債務を回避するため、貯蓄するという文化を推奨する
- 延滞累積額が早期に確認されるということ、ならびに裁判所へ訴えることなく消費者を救済できるようなステップが債権者によってとられることを確立する
- 債務問題に直面している人に対して、質が高く、無料で、十分満足のいくような債務アドバイスおよび債務サポートを行う
- 支払延滞をめぐる論争については裁判所によってのみ解決されるので、訴訟を効果的に迅速かつ効率的に、その上債務をより悪化させることなく処理する

過重債務問題のためのアクションプラン(4)

- 目的達成への鍵となるイニシアチブ
 - 金融リテラシーに関する国家戦略を開発すること
 - 信用組合セクター活動の増加、社会基金が担う役割の見直し、および適正な信用条項に関する代替モデルの開発を通して、低所得者にとって手頃なクレジットの利用可能性を増加させること
 - 貯蓄および資産の蓄積の促進をねらった、金融商品の「ステークホルダー・スイート」を導入すること
 - 免許制度を強化し、不当な販売手続きをなくすことを目的とした新法を設けること
 - 消費者信用広告およびクレジット契約書の書式および内容の改善へ向けた新規制を導入すること

過重債務問題のためのアクションプラン(5)

- 目的達成への鍵となるイニシアチブ(続き)
 - パイロット・プロジェクトを設け、社会において弱い立場にあるものを狙う違法な貸付業者に対処すること
 - 十分かつ適切な信用調査を行い、早期に問題を確認することによって、責任ある貸付の意思決定を支えるようにデータ・シェアリングを改善すること
 - イングランドやウェールズにおいて、セクター内部のよりよい協調を図ったり、持続可能な資金提供を発展させるといったことを通して、とりわけ経済的に弱い立場の人々へ向けた無料の債務アドバイスを改善すること
 - 可能であればいかなる場所においても、裁判にかかる緊張や追加的費用なしに債務問題や論争が解決されるような行動をとること
 - 「ノーインカム・ノーアセット」の破産スキームに基づく裁判拒否、禁止命令、管財命令の改正、および(または)返済スキームの強化といったものを潜在的に含む、破産および裁判手続きを改善すること
 - 住宅給付、および地方税給付の管理に関する基準を改正すること

参考文献

- Datamonitor (2003), *Credit Card Pricing Strategies*, Datamonitor.
- Datamonitor (2005a), *UK Personal Lending 2005*, Datamonitor.
- Datamonitor (2005b), *Non-standard Credit Card Lending in the UK 2005*, Datamonitor.
- DTI (2003), *Fair, Clear and Competitive: The Consumer Credit Market in the 21st Century*, DTI. (邦訳 江夏健一・坂野友昭監訳『21世紀の消費者信用市場 公正、透明かつ競争的な市場を求めて』東洋経済新報社、2005年)
- DTI & DWP (2004), *Taking Over-indebtedness – Action Plan*, DTI.
- DTI (2004), *The Effect of Interest Rate Controls in Other Countries*, DTI. (邦訳 『英国、米国、フランス、ドイツにおける金利規制の影響』早稲田大学消費者金融サービス研究所リサーチマテリアルRM05、<http://www.waseda.jp/prj-ircfs/>よりダウンロード可能)
- Efrat, R. (2002), *Global Trends in Bankruptcy*, *American Bankruptcy Law Journal*, 81-109.